

体験の機会・場の提供方法(鹿児島市地域生活支援拠点ゆうかりモデル)【概要版】

(社福)ゆうかり
2025.01.01～

1)体験内容

- ・緊急用空床を活用した体験宿泊

緊急一時保護用の利用者を優先するため、緊急一時保護の案件が入った場合は、体験予定を延期して頂く場合があります。

- ※ 緊急案件の入った時間帯によっては、緊急一時保護の方を別の緊急一時保護先(鹿児島市が別途契約する8法人)へ調整して対応します。

2)対象者

- ・障害児者あるいは障害のうたがいのある方

(例:入所施設に長期入所されている方、医療機関に長期入院されている方、

親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行を検討されている方 等)

3)体験回数及び時間

- ・1人につき1泊2日 or 2泊3日/回(※1人1回に限る)

・利用時間帯目安 16:00～翌日9:00(※土日・祝日の利用時間帯については要相談)

(拠点による送迎はないため、自力通所又は保護者や各送迎サービスを活用しての来所が基本となります。)

4)体験時期

- ・緊急用空床の空き状況次第 ※要相談

5)体験をお断りするケース

- ・感染症等の恐れがある場合

・自傷他害により本人又は周囲への怪我や事故につながる恐れがある場合

6)利用料

- ・1人1泊2日 or 2泊3日の宿泊については原則無料

(食事代、水光熱費、寝具リース代は別途実費負担あり※)

※1泊2日(夕・朝食あり)の体験で、約1,800円(2025年1月現在)の自己負担がかかります。

【お問い合わせ先】

電話番号 099-813-7183 FAX 番号 099-813-7176

メール kyoten@yuukari-s.jp

※対象者やそのご家族は勿論ですが、関係する支援者からのご相談にも対応いたします。

体験の場の提供について、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

地域生活支援拠点ゆうかり HP
地域生活の場の提供(該当ページ QR コード)⇒

